

1 業務委託と指定管理者制度

	業務委託	指定管理者制度
1 受託主体	限定はない。 ※議員，長についての 禁止規定あり	法人，その他の団体。 ※法人格は必ずしも必要ではない。ただし，個人は不可。
2 法的性格	私法上の契約関係。	管理代行。 指定（行政処分的一种）により， 公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任。
3 公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団 体が有する。	指定管理者が有する。 ※「管理の基準」「業務の範囲」 は，条例で定めることが必要。
①施設の使用許可等	受託者はできない。	指定管理者が行うことができる。
②管理の基準及び業務 の範囲の規定方法	契約で定める。	条例で定める。
③指定管理者（受託者） の決定	議会の議決は不要。	施設ごとに，議会の議決を経て決 定。
④指定管理者（受託者） に管理を行わせる期間	施設ごとに契約で定め る。	施設ごとに，議会の議決を経て決 定。
⑤基本的な利用条件設 定	地方公共団体 （受託者はできない。）	地方公共団体 （指定管理者はできない。） ※条例で定めることが必要。
4 利用料金制度	採用することができな い。	採用することができる。 ※条例で定める範囲内で料金設 定が可能。

「4 利用料金制度」とは，施設における利用料金収入を指定管理者が自らの収入とする制度のこと。

2 指定管理者制度の対象範囲

公の施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設。地方自治法第244条）。具体的には学校，図書館，美術館，公営住宅，道路，公園のようなものを指します。つまり，住民が利用することを前提とした建物や空間のことを意味しており，市役所の庁舎などは，公の施設に入らず，公共施設である。

3 芦屋市での指定管理者制度導入例

芦屋市民活動センター，海浜公園（プール），芦屋公園（庭球場），体育館・青少年センター，川西運動場・西浜公園・東浜公園（庭球場）・芦屋中央公園（野球場），朝日ヶ丘公園（プール等），谷崎潤一郎記念館，美術博物館，芦屋市聖苑（火葬場），休日応急診療所，和風園，三条デイサービスセンター，地区集会所（打出，翠ヶ丘，竹園，前田，朝日ヶ丘，春日，潮見，浜風，奥池，西藏，大原，茶屋，三条），自転車駐輪場（阪神打出駅前，阪急芦屋川駅北，駅南月若，駅南松ノ内，J R芦屋駅北，J R芦屋駅南1～9，阪神芦屋駅南・西），芦屋市総合運動公園，芦屋市立潮芦屋交流センター，芦屋市営住宅等

4 市民センターと公民館の概要

市民センター（市民会館，公民館，老人福祉会館からなる複合施設。なお，老人福祉会館は市高齢福祉課の所管で，シルバー人材センターへ委託。）

5 市民センターの業務

①市民センター管理運営，②市民会館文化事業（市民絵画展，市民ギャラリー，市民ステージ），③ルナ・ホール事業（松永貴志コンサート，落語会，ティアフル映画祭など）

6 公民館の業務

①講演・講座・学級・教室等の開催，②芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院，③芦屋市立公民館運営審議会等，④公民館図書室の運営，⑤常設展示事業・公民館ギャラリー，⑥公民館音楽会，⑦阪神南青い鳥・くすの木学級の開催

7 現在民間へ委託している業務

①施設管理補助業務（芦屋シルバー人材センター），②電気・機械設備管理業務（イオンディライト），③清掃業務（芦屋クリーンサービス），④舞台関係業務（大道具サンシャイン），のほか，○駐車場管理業務（タイムズ24），○夜間警備業務（セコム），○エレベータ点検業務，○冷暖房設備保守業務など施設管理関係の業務を委託しており，また，⑤ルナ・ホール事業，講演・講座・学級・教室等の開催，芦屋川カレッジ・カレッジ大学院，公民館音楽会，常設展示事業・公民館ギャラリー，阪神南青い鳥・くすの木学級の開催の業務を委託（河内厚郎事務所）している。